

# ハートがたくさん村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

〈問い合わせ〉

総務課 人権政策係 ☎0967(67)1111

## 6月23日から29日は、「男女共同参画週間」です。

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。

### 男女共同参画社会とは…

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。

### 男女共同参画社会の形成のためには…

個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることが重要です。

### 令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ『あなたらしさが、社会のチカラ』

性別にかかわらず、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮することができる社会を実現するためには、一人ひとりの取り組みが必要です。この機会にいろんな立場になって、自分にできることは何か考えてみませんか？

## なんでも南部分署

〈問い合わせ〉阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 ☎0967(62)9034

### みなさんのご家庭の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

県内すべての住宅に住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられて今年の6月で15年を迎えます。九州各県の消防本部では、6月1日を基準日として、九州一斉に住警器の普及・啓発キャンペーンを展開しています。設置の必要な寝室や階段などにまだ設置がお済みでない場合や電池切れなどのサインが出ている場合は、すみやかに設置または交換をしましょう。

住警器は少ない投資であなたの**生命・財産**を守ります。



住警器について、詳しくは消防本部予防課(☎0967(34)0119)までお問い合わせください。

## POLICE Information

〈問い合わせ〉高森警察署 ☎0967(62)0110

～警察署からのお知らせ～



### 災害への備えは大丈夫ですか？

近年、全国的に豪雨や台風、地震による大規模災害が相次いで発生しており、大きな被害をもたらしています。日頃から、食料や生活用品の準備をし、避難要領を確認するなど、起こりうる災害に備えることが大切です。

#### ◆予防的避難の重要性

避難で重要なことは、「空振りをおそれないこと」です。「このくらいなら大丈夫だろう」と過信することなく、最新の気象情報を参考に、危険が迫る前の明るい時間帯に予防的避難を心掛けましょう。

#### ◆正しい防災情報の入手

自治体のホームページなどで正確な情報を入手し、安易に偽・誤情報を投稿・拡散しないようにしましょう。

- 河川の氾濫・洪水や、土砂崩れ・土石流にも注意しましょう。
- 雨風が強いときに、田畑の様子を見に行ったり、屋根などの高所で作業したりすることは大変危険ですのでやめましょう。

- 日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入しておく「日常備蓄」ならば比較的簡単で無駄にならない備蓄ができます。ライフスタイルにあわせて家庭に必要なものを準備しておきましょう。

